

令和4年度 事業計画書

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会

令和4年度柳川市社会福祉協議会事業計画書

1. 情勢と基本方針

新型コロナウイルス感染症拡大から2年が経過し、ワクチン接種や治療薬の開発は進んでいるものの、いまだ収束の見通しは立たず、人々の生活や経済に様々な影響を及ぼしています。さらに、地域の福祉活動においても、感染への不安から自主的に活動を控える傾向が続き、また、減収や失業による生活困窮者の増加、外出自粛や家ごもりに伴う高齢者等の孤立など、新たな課題への対応が求められています。

一方、国においては、地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的な支援体制の構築を進めるため、断らない相談支援・社会とのつながりや参加の支援・地域づくりに向けた支援を柱とする重層的支援体制整備事業が昨年度から施行されました。これは、これまで本会が取り組んできた方向性と合致するものであり、地域福祉推進の中核的な組織である社協には当該事業の一翼を担うことが期待されていることから、その役割を最大限に発揮できるようこれからの事業展開について検討していきます。

本会は、今日的な地域福祉の課題を踏まえ、住民の福祉ニーズの把握に努めるとともに、行政をはじめ、地域の福祉関係者と福祉課題を共有し、関係機関・団体との連携強化を図り、コロナウイルス感染防止対策を徹底しながら、以下の点に重きを置きつつ、各種事業を展開していきます。

2. 重点目標

(1) 第2期地域福祉活動計画の推進及び第3期地域福祉活動計画の策定

今年度は、第2期地域福祉活動計画の最終年度となることから、これまでの取り組みを評価・総括し、今後の取り組みの一層の充実に向けた検討を行うとともに、柳川市と連携し、第3期柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定を進めていきます。

(2) コロナ禍における地域支え合い活動の支援

コロナ禍において、これまで地域住民による支え合い活動として取り組まれてきた社会参加や居場所づくり等の福祉活動の実施が難しい状況が続いていますが、「つながりを絶やさない地域づくり」を展開できるよう、引き続き感染防止に配慮しながら、状況に即した柔軟な対応で、住民相互による支え合い活動を支援していきます。

(3) 相談支援・権利擁護の推進

開設2年目となる障害者基幹相談支援センターについては、関係機関との更なる連携強化に努めるとともに、相談支援体制の確立を図り、地域の相談支援の中核として、確実な業務遂行と円滑な運営に努めていきます。

日常生活自立支援事業については、判断能力が不十分な方の権利擁護のため、適切なサービスの提供に努めていきます。また、要支援者の増加等に伴い、事業利用者も増加していることから、成年後見制度への計画的な移行を行うとともに、安定的・継続的な実施に向け、生活支援員体制や法人後見について検討していきます。

(4) 感染症や災害時の在宅サービス業務継続計画の策定

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、介護サービスの利用や新規申請を控える動きも見られ、非常に厳しい経営状況が続いていますが、介護サービスを必要する方の日常生活を支援するため、感染防止対策の徹底を図りながら、利用者の立場に立ったきめ細かな質の高い介護サービスの提供に努めていきます。

また、昨年度の介護保険制度改正に伴い、介護事業所には感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスを安定的・継続的に提供できるよう業務継続計画の作成が義務づけられたことから、必要な介護サービスを安定し継続して提供できるよう計画の策定を進めていきます。

《法人経営部門》

社会福祉法人制度改革により、適正な支出管理を確保するとともに、福祉サービスへ再投下可能な余裕財産を明確化し、社会福祉充実計画を作成することが義務付けられています。本会では、平成 29 年度に社会福祉充実計画を作成し、10 年間で地域福祉を更に推進していくための人員を増員するとともに、老朽化に伴う車両の買い替えを順次行っていくこととしており、令和 4 年度において、車両 1 台を買い替える計画です。

法人経営部門では、毎年度の決算で算出される社会福祉充実残額を適正に確認し、法人の健全経営や地域福祉の担い手としてふさわしい事業を確実に効果的に行うための安定的な財政基盤を確保するとともに、その提供する福祉サービスの向上並びに事業経営の透明性を確保するために、次のとおり取り組んでいきます。

1. 組織運営

(1) 理事会等の開催

地域福祉推進にふさわしい事業を市民と協働して実施していくために、理事会等を中心に法人経営の強化を図ります。

- 理事会の開催
- 評議員会の開催
- 正副会長会の開催
- 評議員選任・解任委員会の開催
- 企画・財政委員会の開催
- 表彰審査委員会の開催
- 運営会議の開催（定例月 2 回、対象者：常務理事及び管理職）

(2) 監査の実施

事業の健全経営や透明性を図るため、法人の財産状況等の監査を受けます。

- 本会監事による監査（原則として年 1 回）

(3) 安定的な財政基盤の確保

① 社協会員募集の推進

地域行政区等の協力を得て、一般会員を募集します。また、広報誌やホームページを活用して本会に対する認知度を高め、本会の趣旨に賛同する団体及び企業等の特別会員としての加入を推進します。

- 一般会員（目標／17,802 世帯、8,901 千円）※7 月が推進月間
- 特別会員（目標／5 団体、50 千円）※8 月が推進月間

② 積立資産の運用

長引く低金利の金融市場にあって、近年その果実は少額で推移しており、より有利な資金管理方法を模索すべき状況にあることから、平成 26 年 10 月から積立金の一部を国債又は地方債等の安全性の高い有価証券で管理することとしています。

今後も安定的な財政基盤を確保する必要性から、安全性及び収益性の高い方法で管理を行っていきます。

(4) 社会福祉充実計画の管理

社会福祉充実計画については、平成 29 年度以降の毎会計年度において、算定された社会福祉充実残額が計画どおりに推移しているかを確認し、当初予定していた残額と比較して 20% を超える増減がある場合には、理事会及び評議員会の決議並びに所轄庁への変更承認手続きを行います。

(5) 苦情解決制度

福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者個人の権利の擁護とサービス提供者としての信頼及び適正性の確保を図るために、社会福祉法第 82 条の規定に基づき、苦情解決制度を適正に実施します。

(6) 情報公表

市民から信頼を得られる法人であるために、財務諸表及び現況報告書等をインターネット等で公表します。

(7) 法令遵守

社会福祉法人が遵守すべき法令を熟知してコンプライアンスの意識を高めるとともに、必要な庶務の実施及び規程等の改正を行います。

(8) 新型コロナウイルス感染症への対策

社会的要請が強い事業を継続的に実施できるように、新型コロナウイルス感染症への対策を徹底していきます。

2. 他団体との連携及び連絡調整

(1) 関係機関とのネットワーク

関係機関の主催する各種委員会等へ役職員を派遣し、ネットワーク化を図ります。

(2) 民間助成等の情報提供

関係団体への情報提供及び申請があった場合の推薦などを行います。

(3) 後援名義の使用許可等

関係団体が主催する社会福祉を目的とする各種事業の周知のために名義後援等を行います。

(4) 関係団体の表彰推薦

関係団体が主催する社会福祉事業等に関する表彰に係る推薦事務を行います。

3. 研修事業

(1) 役員・評議員研修

役員及び評議員を対象とした外部研修へ参加します。

- 役員及び評議員対象の外部研修への参加
- 監事等対象の会計セミナーへの参加

(2) 職員研修

[内部研修]

職員の資質向上を図るために、内部研修の開催を計画します。なお、平成 28 年度から、法人全体の業務や課題に対する共通理解を深め、オール社協で事業を推進していくために、各拠点及び多職種の職員で構成する職員研修企画委員会を立ち上げ、研修を企画しています。

- 職員基礎研修（年 2 回 常勤職員対象）
- パソコン研修（常勤職員対象）
- 交通安全研修（年 1 回 全職員対象）

[外部研修]

外部機関が実施する担当業務又は階層別研修に必要な応じて参加します。

- 専門研修
- 人権・同和研修

4. 人材育成事業

(1) 実習生の受入

社会福祉の専門家や介護職を目指す柳川市内在住者又は出身者等に、人材育成の一環として実習の場を提供します。

- 介護支援専門員及びホームヘルパーの介護職
- 社会福祉士等の相談援助職

《地域福祉活動推進部門》

今年度は、平成30年に策定した「第2期地域福祉活動計画」の最終年度となることから、本計画の総仕上げを行うとともに、達成状況を評価、総括して、次期計画（令和5～9年度）の策定を進めます。また、計画策定にあたっては、同じく今年度に柳川市が策定する柳川市地域福祉計画と整合性を図りながら進めていきます。

地域福祉活動の推進については、新型コロナウイルスの感染拡大により、社会参加・居場所づくり等の実施が難しい状況が続く中、新型コロナウイルスとの共存を図りつつ、「つながりを絶やさないうち地域づくり」を展開できるよう、状況に即した柔軟な対応で、住民相互による支え合い活動を支援していきます。

また、昨年度、独居高齢者等の要支援者を対象に実施した「個別課題等実態調査」において、在宅生活を送るうえで、地域の支え合いや福祉サービスによる支援を求められている声が多く聞かれました。今年度は、調査結果を踏まえて、生活課題の解決に寄り添う生活支援ボランティアの養成に取り組むとともに、調査結果を地区社協等の地域関係者と共有しながら地域における支え合い活動の推進に反映させていきます。

小地域福祉活動の推進については、要支援者等への見守り活動の強化を図るため、地区社協を単位として見守りマップづくり及び配布物を通じた見守り活動の強化に取り組んでいきます。

また、地区社協活動については、必要な財政支援をはじめ、運営や活動に関する助言、地区担当職員による個別支援の充実を図るとともに、研修会の開催支援、各地区の運営を担う役員等を対象とした先進地視察研修の実施など、組織体制の強化及び活動の活性化に向けた支援に努めます。

福祉委員については、今年4月から6期目の任期が始まります。本市でも今後更に高齢化が進み、要支援者の増加が予想されることから、福祉委員活動の更なる取り組みの推進が重要となります。福祉委員活動に対する住民への周知と理解促進を図るとともに、研修等を通じた資質向上、地域の福祉関係者との連携強化に取り組んでいきます。

設立から3年目を迎えた柳川市社会福祉法人連絡協議会においては、引き続き、地域の課題や制度の狭間にある問題の解決に向け、市内全域で多様な取り組みが展開できるよう当協議会の事務局としての役割を果たしていきます。また、昨年度に参画した「ふくおかライフレスキュー事業」を活用しながら、生活困窮世帯の多様なニーズを受け止め、柔軟な支援を実施していきます。

今後も、社協職員が積極的に地域に出向き、地域住民や福祉関係者、関係機関と連携協働し、地域の福祉ニーズの把握や福祉課題の解決に努め、市民に必要とされる存在になるよう努めていきます。

以上、この部門では、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりのため、次の事業に取り組めます。

1. ボランティア活動・福祉教育

(1) ボランティアセンター事業〔市受託事業〕

市民のボランティア活動に関する理解と関心を高め、活動への住民参加の促進を図るために、次の事業に取り組めます。

- ボランティアに関する相談・登録・斡旋

- ボランティア発掘・育成
- ボランティア講座
- ボランティア団体の支援及び連絡調整
- ボランティアに関する情報の収集及び提供・広報活動
- ボランティアコーディネーターの配置
- ボランティア活動保険への加入促進
- 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

(2) 市民福祉講座の開催

福祉時事問題や比較的マイノリティな福祉課題など幅のあるテーマを設定し、市民の福祉意識の高揚や当事者及びその家族等が抱える福祉課題解決への糸口となることを目的に講座を行います。

(3) 出前講座の開催

地域での自主的な学習活動の支援とともに、福祉に関する理解と関心を深めてもらうため、地域住民の要望に応じて、職員が集まりの場に出向き講座を行います。

(4) 傾聴ボランティア講座の開催

相談支援の基本となる傾聴の基礎を学び、地域や福祉施設等において活動する傾聴ボランティアを養成します。

(5) 福祉教育教材活用事業

福祉読本「ともに生きる」を市内の各小学校等に配布し、福祉教育教材として活用してもらうことにより、福祉の心の醸成を図ります。

2. 調査・広報・普及

(1) 社協だよりの発行／年6回

社協事業や地域の福祉活動等を広く市民に広報するため、市内全戸に広報誌を配布します。

(2) ホームページ等による情報配信 [<https://yanagawa-shakyo.or.jp/>]

社協情報や福祉情報など、ホームページやフェイスブックを活用しタイムリーな情報配信を行います。

(3) 福祉データ基礎調査

人口や世帯数、高齢者数、高齢化率など福祉関連のデータを把握し、地域への情報提供等に活用するために調査を行います。

(4) 社会福祉大会の開催 / 柳川市民文化会館で10月15日開催予定

社協活動や社会福祉への関心を高め、地域福祉活動を推進するための社協会費・共同募金・寄附金への認識を深めてもらうことを目的に実施します。

※多様な年齢層の参加促進を図るため、ふれあいフォトコンテストや福祉標語の募集を行います。

(5) 児童・高齢者福祉啓発事業

5月の児童福祉月間及び9月の老人福祉月間に合わせポスターを作成し、公共施設等に掲示することにより、児童・老人福祉に関する普及啓発を行います。

(6) 共同募金運動への協力

福岡県共同募金会柳川市支会の事務局と連携し、共同募金運動や災害時の義援金募集などに協力します。

3. 小地域福祉ネットワーク・よりあい活動

(1) 福祉委員の設置推進

住民の福祉活動を担う地域の福祉ボランティアとして福祉委員の設置推進並びに未設置地区の設置促進を図ります。

(2) 福祉委員新任研修会・全体研修会・地区別研修会の開催

福祉委員活動への認識を深めるとともに、時事問題への理解促進並びに活動に必要な情報提供を行い、福祉委員の資質向上を図ります。また、引き続き地区別研修会を開催し、福祉委員の情報交換及び交流の場づくりを支援します。

(3) 地区社協連絡会の開催〔年3回〕

地区社協活動に関する課題の共有や各地区相互の情報交換の場として開催します。また、他地区の先進的な取り組みを学習するための研修会を実施します。

(4) 地区社協先進地視察研修会

他市町における小地域福祉活動の実践事例を学習し、本市の福祉活動の実践につなげることを目的に実施します。

(5) 個別地区社協支援〔地区担当職員による個別支援〕

各地区の研修会等の開催支援、運営や活動に対する助言など、地区担当職員による活動支援を行います。

(6) 地区社協福祉関係者座談会

地域の福祉関係者と直接対話する機会を設け、地域の福祉問題や地域の福祉活動における課題を整理し、地域に対するきめ細かな支援及び連携強化を図ります。

(7) 見守りネットワークの推進

地区内の要支援者の支援活動に取り組む地区社協と連携を図りながら、地域の多様な関係者の協力のもと、見守りマップづくり及び配布物を通じた見守り訪問活動を推進し、地域の見守り支援体制づくりを進めます。

(8) よりあい活動の普及推進

地域住民が気軽に集える身近な場所で、仲間づくりや健康保持等を目的に実施される「よりあい活動」の普及、推進を図るために、次の事業に取り組みます。

- よりあい活動支援講座の開催
- よりあい活動支援室内遊具の貸出し及びレクリエーション指導
- よりあい活動新規立ち上げに対する助成金交付

4. 当事者及び当事者団体支援

(1) 地域食堂等の支援

子どもの貧困や孤食の問題の解決、年齢や障がい等に関わらない地域の支え合い活動の推進等を目的として実施される地域食堂等の普及、推進を図るために、次の事業に取り組みます。

- 地域食堂の運営に関する情報提供
- 地域食堂立ち上げ支援講座の開催
- 地域食堂支援助成金の交付〔新規〕

(2) 各福祉団体活動の支援

当事者自らが、課題の解決に向けた活動を自主的に行う福祉団体の活動を支援します。

(3) 歳末たすけあい事業支援

地区社協を通じて実施される地域歳末たすけあい運動の取り組みを支援します。

(4) 物故者への敬供事業

物故者の生前の労に感謝し、霊前に敬供品と弔意を贈ります。

5. 地域における公益的な取り組みの推進

市内の社会福祉法人等とそれぞれの事業分野の枠を超えて、相互に連携・協働して、制度の狭間にある福祉課題の解決に向け、取り組みを進めます。

《生活支援部門》

昨年度から、市民への直接的なサービスを提供する部署として、本所に「生活支援係」が新設されています。この部署では、住民からの相談やニーズを的確に受け止め、その課題解決のために関係機関と連携を取りながら、様々な支援を行ってまいります。

総合相談事業については、誰もが気軽に相談できる窓口を目指し、相談者の福祉課題や生活問題の把握に努め、法人内部での情報共有や各種関係機関と連携を密にしながら解決に努めてまいります。

生活福祉資金貸付事業は、市が実施している生活困窮者自立相談支援事業と連携しながら、相談世帯の経済的自立と生活の安定を図っていくとともに、生活福祉資金の貸付だけにとどまらない各種関係機関と連携した継続的な支援に繋げてまいります。また、緊急支援品支給事業については、本会が保有している支給品と併せて、フードバンク等の協力を得ながら、生活困窮世帯への食糧支援を行っていくとともに、生活困窮世帯の自立に向けた支援につなげてまいります。

日常生活自立支援事業については、専門員及び生活支援員を配置し、判断能力が不十分な方の権利擁護のために、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行っていくとともに、各種関係機関と連携しながら適正な事業運営を行ってまいります。また、利用者が高齢になるにつれて後見人が必要となるケースも多いが、独り身や親族からの支援を望めない高齢者等もいることから、成年後見制度への計画的な移行を行うとともに、本会が後見人となる「法人後見」や「死後事務」の受任について検討してまいります。

さらに、今後、ひとり暮らし高齢者の増加等に伴い事業利用者の増加が見込まれるため、住民ニーズに対応できる生活支援員体制について検討してまいります。

以上、この部門では、地域住民のあらゆる生活課題を受け止め、必要な支援につなぐとともに、福祉サービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援活動、情報提供等を行い、多様な生活支援サービスを提供するため、次の事業に取り組みます。

1. 総合相談事業の推進

(1) 日常的な総合相談事業

福祉に関する総合相談窓口を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行います。

(2) 心配ごと相談事業（市受託事業）

心配ごと相談所を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行います。

□第1・第3木曜日 13:00～16:00 柳川総合保健福祉センター

[相談員：司法書士、民生児童委員]

2. 生活困窮者への支援

(1) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等に対し、資金の貸し付けと併せて必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図ります。

□資金種類（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金など）

(2) 緊急支援品支給事業

一時的に食事等の摂取が困難な生活困窮世帯に対して、食糧及び飲料水等を支給することによって、生命維持のための緊急的な支援を行います。また、余剰食品や規格外食品を提供するフードバンクなど、関係機関等と連携を図りながら取り組みを進めていきます。

3. 子育て世帯への支援

(1) 子育て支援ゆずりあい事業

不要となった育児用品（チャイルドシート、ベビーベッド、ベビーバス）を譲りたい人と譲ってほしい人を登録し、斡旋を行うことにより、資源の有効活用と子育て世代の交流及び経済的な負担軽減を図ります。

4. 在宅生活の支援

(1) 福祉用具貸与事業

介護保険適用外の虚弱高齢者や障がい児・者及び一時的に病気やけがをされた方等に対して、福祉用具を貸与することにより、利用者及び介護者の日常生活の支援を行います。

① 電動ベッド ② 簡易ベッド ③ 車いす ④ 歩行器 ⑤ 松葉杖 ⑥ 乳児用ベッド

(2) ハンディキャブ貸与事業

車いす利用者や歩行が著しく困難な方に対し、ハンディキャブ（福祉車両）を貸与することにより、利用者の社会参加と日常生活の向上を図ります。

5. 被災世帯への支援

(1) 火災見舞品支給事業

火災による被災者世帯へ寝具の救援物資を支給します。

6. 福祉サービス等の利用援助

(1) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

認知症、知的障がいもしくは精神障がいがあり、判断能力が不十分なために日常生活でお困りの方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理及び書類等の預りサービスを行います。

7. 福祉バス運営事業（市受託事業）

福祉団体等の視察研修及び大会等参加のために福祉バスの運行を行います。

8. 大和・三橋老人福祉センター運営事業（市受託事業）

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供するために設置された大和・三橋老人福祉センターの管理運営を行います。

《障がい者相談支援部門》

柳川市から受託した基幹相談支援事業は2年目となります。「第6期柳川市障がい福祉計画」並びに「第2期柳川市障がい児福祉計画」2年目となるため、計画に即した基幹相談支援センターとしての役割を果たします。

障がい福祉に関する総合相談窓口として周知を図り、初期相談に対応しながら関係機関と連携しチームアプローチによる切れ目のない相談支援を行っていきます。市内相談支援体制の充実を図るため、相談支援事業の連携強化に取り組み、高齢者福祉分野や子育て・教育分野など障がい福祉と関わりがある機関との関係性を構築することで、障がい当事者のエンパワメントを発揮できるような支援基盤づくりに努めます。また、市民の障がいに対する理解促進を図り、障がい福祉に係る事業所への情報発信を行っていきます。

権利擁護においては、虐待防止センターである行政と連携し、虐待の相談をしやすい虐待通報窓口となることで速やかに通報できる取り組みを進めていきます。親亡き後問題については、行政並びに地域拠点整備事業など関係機関と連携し取り組んでいきます。

以上、この部門では、地域の障がい福祉の拠点として、障がいがあっても住みやすいまちづくりを実現するため、次の事業に取り組みます。

1. 障害者相談支援事業

(1) 相談支援体制の強化

- 専門的な知識を必要とする困難ケースの対応
- アウトリーチが必要な方への訪問相談
- 市内相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所との関係性の構築
- 相談員のスキルアップを図るための取り組み

(2) 権利擁護の推進

- 虐待防止センターへの速やかな通報
- 成年後見制度の利用支援

(3) 地域移行・地域定着支援

- 精神科病院に長期入院している方の退院前後の支援
- 障がい者施設に長期入所されている方の退所前後の支援
- 刑務所など更生施設から出所される障がいのある方の支援

(4) 計画相談支援

- 緊急性を要する方への迅速なサービス利用に繋げるための計画作成

(5) ピアカウンセリングの管理・運営

- 発達障がい当事者及び支援者の集いの企画・運営
- その他障がい当事者の集いの推進

(6) 自立支援協議会の運営

- 行政や他相談支援事業所と共に事務局の運営
- 部会事務局の後方支援

(7) 地域生活支援等整備事業との連携強化

- 行政との連携による夜間等緊急時相談への対応
- 自立に向けた体験の場の整備
- 支援者のスキルアップの取り組み

2. 居住サポート事業

不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主との入居契約手続き支援を行うとともに、生活上の課題に対する緊急時の相談支援及び関係機関との調整を行います。

《在宅福祉サービス部門》

本会が実施している在宅福祉サービスは、介護保険事業の居宅介護支援や訪問介護を中心に、障害者居宅介護事業や柳川市からの受託事業と多岐にわたっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染回避のため介護サービスの新規利用を控える傾向もあり、厳しい経営状況ではありますが、おひとりお一人の声を大切に多様化する利用者や家族のニーズに寄り添い、住み慣れた地域でその人らしい自立した生活を送れるよう、介護人材を確保し、質の高い介護サービスの提供に努めていきます。

介護保険事業については、昨年度、介護保険制度改正が行われ、介護報酬改定概要の冒頭に、感染症や災害への対応力強化が挙げられました。近年、多発する大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を含め、長期にわたる不安な生活が続いていますが、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう日々支援を行っていきます。また、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務づけられたことから、必要なサービスを安定し継続して提供できる体制の構築に努め、日頃からの備えと事業継続に向けた取り組みを行っていきます。

柳川市が提供するサービス「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問介護サービスについては、介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービス A（生活管理指導員派遣事業）といった要介護度が軽度な利用者が増加しています。サービスの内容も生活援助が対象となっていますが、地域包括支援センターの総合相談支援の対象者からのサービス依頼が多く、処遇が困難な利用者に対して複数の訪問介護員での対応が必要なケースもあります。このような事例に対しても、高齢者等のニーズに合ったサービスを提供していけるように市の担当部署や地域包括支援センターと連携して更なる地域支援に取り組んでいきます。

在宅介護自費サービス事業については、多様化する介護ニーズに応えるため、社協独自の自費による訪問介護サービスの提供を行っています。引き続き、住み慣れた地域で生活できるよう市民の多様なニーズに対応し、制度の枠に捉われない柔軟な事業展開を進めていきます。

以上、この部門では、高齢者の方が「住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと暮らしたい」という願いを実現し、できる限り自立した日常生活が送れるよう支援するため、次の事業に取り組みます。

1. 介護保険事業

(1) 訪問介護事業

訪問介護事業では、介護の必要な高齢者の居宅を訪問し、食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、炊事や洗濯・掃除などの生活援助を、利用者一人ひとりの残存能力を生かしつつ、身体状況に応じて自立した在宅生活が送れるようにサービスを提供します。

□ 1ヶ月あたりの延べ訪問回数 290 回を目標とします。(令和3年度月平均 277 回)

(2) 居宅介護支援事業

居宅介護支援事業では、介護保険制度に基づく介護サービスを受ける時に必要となる介護サービス計画（ケアプラン）の作成、相談、申請代行、サービス調整等を行い、医療・保険・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるようにサービスを提供します。

□ 1ヶ月あたりのプラン作成数 120 件を目標とします。(令和3年度月平均 113 件)

2. 予防給付事業

(1) 介護予防支援事業〔地域包括センターからの受託事業〕

介護予防支援事業では、地域包括支援センターの委託を受け、介護保険制度による介護予防サービスを受ける場合に必要となる介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)の作成、相談、サービス調整等を行い、介護状態への進行を防ぎ自立した生活を送れるように支援します。

□ 1ヶ月あたりのプラン作成数 25 件を目標とします。(令和 3 年度月平均 23 件)

3. 障害福祉サービス事業

(1) 身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者居宅介護事業(ホームヘルプサービス)

自立支援給付決定を受けられた身体・知的・精神障がい・難病の方に対し、社会との関わりや個々のニーズを大切にサービスを提供し、在宅で自立した生活を送れるように支援します。

□ 1ヶ月あたりの延べ訪問回数 130 回を目標とします。(令和 3 年度 12・1 月の 2ヶ月の平均 130 回)

4. 在宅介護自費サービス事業

介護保険法に基づく訪問介護(予防事業含む)及び障害者居宅介護事業等における保険給付範囲外のサービスニーズに幅広く対応することができるよう、必要な在宅福祉サービスを提供します。

5. 地域生活支援事業

(1) 移動支援事業〔市受託事業〕

屋外での移動が困難な障がい者(児)の地域における自立生活及び社会参加を図るために、日常生活の外出支援を行います。

6. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 介護予防訪問介護相当サービス

従来 of 要支援 1・2 の方を対象とした介護予防給付事業で、利用者一人ひとりの残存能力を生かしつつ、身体 of 状況に応じて自立した在宅生活を送れるよう炊事・洗濯・掃除などの生活援助サービスを提供します。

② 訪問型サービス A (生活管理指導員派遣事業)〔市受託事業〕

市内に居住する 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯で、介護保険 of 要支援 1 又は 2 の認定を受けた人や基本チェックリストで該当した人に対し、日常生活に関する生活支援、指導を行います。

(2) 一般介護予防事業

① 地域介護予防活動支援事業（高齢者生きがい活動支援通所事業）〔市受託事業〕

趣味活動等のサービスを提供し、孤立感の解消並びに介護予防を図り、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図ります。

7. ひとり親家庭等日常生活支援員派遣事業〔市受託事業〕

母子家庭、寡婦、及び父子家庭にホームヘルパーを派遣して、日常生活の援助を行います。

8. エンゼルサポーター派遣事業〔市受託事業〕

2人以上の多胎児を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児に関する支援を行います。

《月別実施事業》

月	事業名
4月	社会福祉大会実行委員会立ち上げ 福祉データ基礎調査（人口、高齢者、障害者等）
5月	社協だより発行（5月号） 福祉委員改選に伴う委嘱状交付及び新任者研修 児童福祉月間ポスターによる啓発 監査
6月	定時評議員会 理事会 地区社協連絡会① 福祉教育教材配布（市内小学校等） 傾聴ボランティア養成講座①②③ 福祉委員地区別研修①②
7月	社協だより発行（7月号） ボランティア講座Ⅰ①② 傾聴ボランティア養成講座④⑤ 福祉委員地区別研修③④
8月	ボランティア講座③ よりあい活動支援講座①②
9月	社協だより発行（9月号） 老人福祉月間ポスターによる啓発 よりあい活動支援講座③
10月	赤い羽根共同募金運動（12月31日まで） 地区社協連絡会② 社会福祉大会（10月15日）
11月	社協だより発行（11月号） ボランティア講座Ⅱ①②③ 福祉委員全体研修 地区社協連絡会視察研修
12月	歳末たすけあい運動（12月31日まで）
1月	社協だより発行（1月号） 市民福祉講座①②
2月	地区社協連絡会③ 市民福祉講座③④
3月	社協だより発行（3月号） 理事会・評議員会

《通年事業》

1. 第2期地域福祉活動計画の推進
2. 第3期地域福祉活動計画の策定
3. 心配ごと相談事業
4. 生活福祉資金貸付事業〔県社協受託事業〕
5. 緊急支援品支給事業
6. 社会福祉法人連絡協議会による地域における公益的な取り組みの推進
7. ホームページによる情報配信
8. 地区社協事業
9. 地区社協福祉関係者座談会事業
10. よりあい活動支援室内遊具貸与事業
11. 火災見舞品支給事業
12. 物故者への敬供事業
13. 福祉用具貸与事業
14. ハンディキャブ貸与事業
15. 各種機材・機器等貸与事業
16. 地域食堂等の支援
17. 子育て支援ゆずりあい事業
18. 日常生活自立支援事業〔県社協受託事業〕
19. 介護保険事業
20. 予防給付事業
21. 障害福祉サービス事業
22. 在宅介護自費サービス事業
23. 移動支援事業〔市受託事業〕
24. 障害者相談支援事業〔市受託事業〕
25. 居住サポート事業〔市受託事業〕
26. 介護予防訪問介護相当サービス
27. 訪問型サービスA（生活管理指導員派遣事業）〔市受託事業〕
28. 地域介護予防活動支援事業（高齢者生きがい活動支援通所事業）〔市受託事業〕
29. ひとり親家庭等日常生活支援員派遣事業〔市受託事業〕
30. エンゼルサポーター派遣事業〔市受託事業〕
31. 福祉バス事業〔市受託事業〕
32. 大和・三橋老人福祉センター管理運営〔市受託事業〕
33. ボランティアセンター事業〔市受託事業〕